

## 南部町公告第1号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年1月7日

南部町長 工 藤 祐 直

記

### 1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

- (1) 件名 自動販売機設置に係る行政財産の貸付け
- (2) 貸付物件

物件番号	施設名称	所在地	設置場所	貸付面積	台数
1	南部町役場	南部町大字平字広場28番地1	1階自動販売機 コーナー右	1.75 m <sup>2</sup>	1台
2	南部町役場	南部町大字平字広場28番地1	1階自動販売機 コーナー左	1.60 m <sup>2</sup>	1台

※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスの設置部分を含む。

※2 貸付物件に関する詳細は、別紙1「貸付物件説明書」による。

- (3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とし、期間の更新はしない。  
契約締結日の翌日から令和8年3月31日までを、本業務を適正に実施するための準備期間とする。ただし、業務準備期間に係る費用は、落札者の負担とする。

- (4) 入札は(2)に掲げる物件番号ごとに実施する。

### 2 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 南部町財務規則（平成18年南部町規則第50号）第107条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 個人の場合は南部町に住所を、法人の場合は三八管内に本店又は支店若しくは営業所を有し、国税並びに地方税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、この公告の日において引き続き 3 年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。

### 3 一般競争入札に参加する者に必要な資格の確認

一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書を持参又は電子データ（メール）により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 受付期間 令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 2 月 3 日（火）  
(土曜・日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前 8 時 15 分から午後 5 時まで
- (3) 提出先 南部町役場 総務課 管財班  
〒039-0592 青森県三戸郡南部町大字平字広場 28 番地 1  
メールアドレス : nyusatsu@town.aomori-nanbu.lg.jp

### 4 募集要項等の縦覧

- (1) 縦覧期間 令和 8 年 1 月 7 日（水）から令和 8 年 2 月 19 日（木）
- (2) 縦覧場所 町ホームページ内

### 5 仕様書に対する質疑応答

仕様書に対する質疑がない場合も、質疑回答書（様式は町ホームページよりダウンロード可）により、総務課へメール又は FAX で送信すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 1 月 20 日（火）正午まで
- (2) 回答期日 令和 8 年 1 月 23 日（金）午後 5 時までに回答します。

### 6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 11 時から
- (2) 場所 南部町役場 3 階 大会議室

## 7 入札方法

- (1) 入札書の日付は、入札日（令和8年2月20日）を記入すること。
- (2) 入札の回数は1回とする。
- (3) 落札者がいない場合は不調とする。
- (4) 最低貸付料以上の額で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 落札者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

## 8 入札条件

南部町財務規則に規定する入札者心得を遵守すること。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

免除

## 11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに入札辞退届出を総務課管財班まで提出すること。

## 12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (3) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (4) 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (5) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (6) 記名及び押印のない入札
- (7) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (8) 入札書の金額又は料率を改ざんし、又は訂正した入札
- (9) 最低貸付料又は最低料率未満の入札
- (10) その他入札条件に違反した入札

## 13 その他

- (1) 最低落札金額は「有」とする。（入札終了後に公表する。）
- (2) 入札参加資格を承認された者であっても、承認後本町の指名停止措置を受けた者又は入札時において本公告に定める入札参加資格を喪失した者は、入札に参加できないものとする。
- (3) その他、詳細は募集要項による。